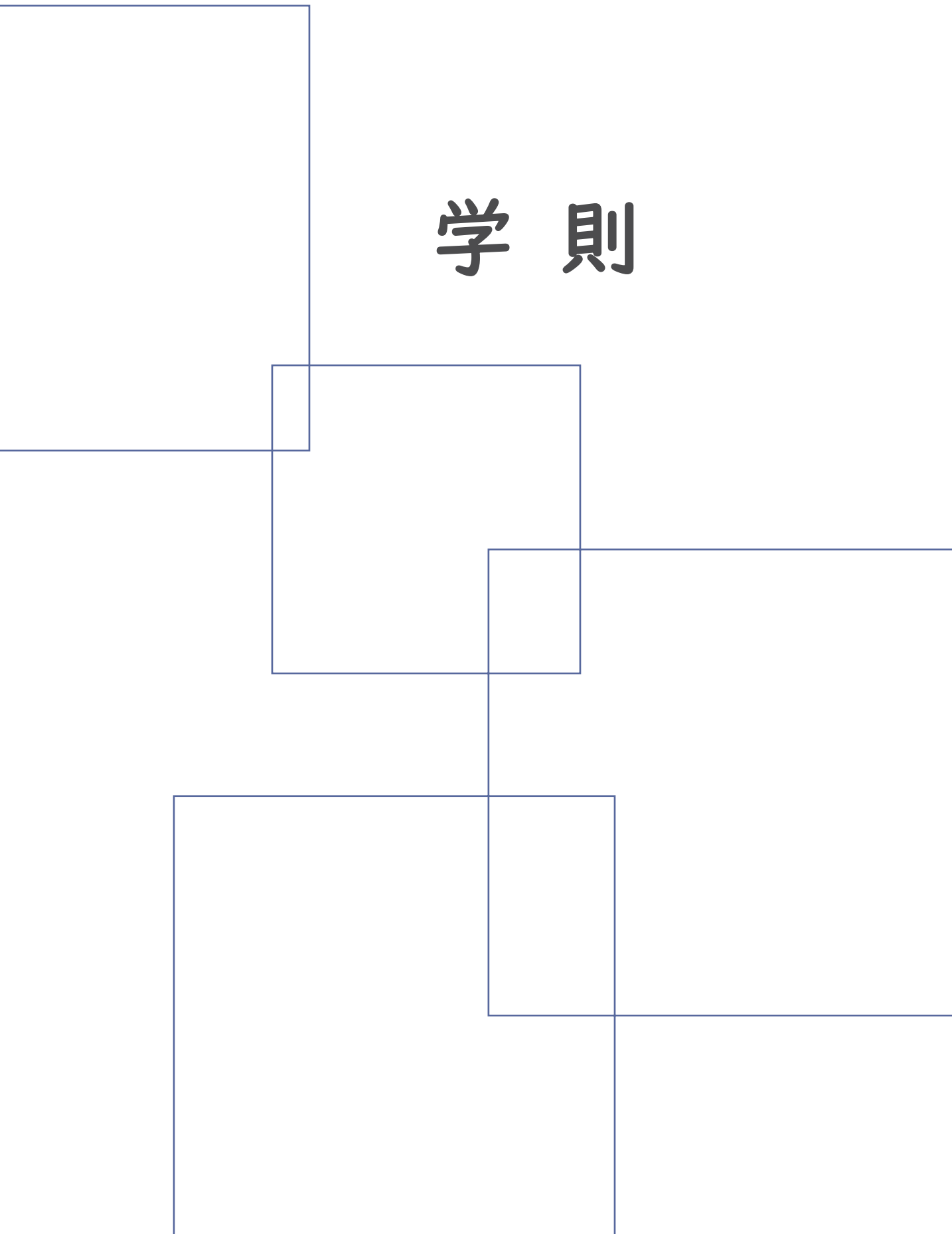


学 則



大島商船高等専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

(教育理念及び教育目標)

第1条の2 本校の教育理念及び教育目標は、別に定める。

(自己点検評価等)

第1条の3 本校の教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学科)

第2条 本校に、商船に関する学科として、商船学科を置き、工業に関する学科として、電子機械工学科及び情報工学科を置く。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第3条 修業年限は、商船に関する学科については、5年6月とし、工業に関する学科については、5年とする。

2 商船に関する学科の修業年限のうち、4年6月を席上課程とし、1年を大型練習船による実習課程とする。

3 前項の規定にかかわらず、大型練習船実習課程のうち卒業年次の6月については、やむを得ない事由がある場合は別に定める措置とすることができる。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、商船に関する学科の卒業年次にあつては、4月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、前学期及び後学期の2学期とし、学期の開始日及び終了日は、校長が別に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長はこれらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 創立記念日 10月1日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
 - (7) 学年末休業
- 2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。
- 3 第1項に規定する第4号から第7号までの休業日の期間は、校長が別に定める。

(授業終始の時刻)

第7条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び職員組織

(学科、学級数、入学定員及び収容定員)

第8条 第2条に規定する学科の学級数、入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	収容定員
商 船 学 科	1	40 人	240 人 (実習課程にある者を含む。)
電子機械工学科	1	40 人	200 人
情 報 工 学 科	1	40 人	200 人

- 2 商船学科に、航海コース及び機関コースを置く。

(学科における教育上の目的)

第8条の2 学科における教育上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	目 的
商船学科	・海技士資格を有し、船舶の安全運航に対応できる技術者の養成 ・海事関連産業の多様なニーズに対応できる海のスペシャリストの養成 ・幅広い海事関連分野に対応できる基礎から応用に亘る知識と技術、国際感覚及び管理能力の育成
電子機械工学科	・電気電子工学と機械工学に関する高度な知識を有する実践的技術者の養成 ・コンピュータ・情報関連教育による高度なコンピュータ活用能力の育成 ・論理的文章の表現力とプレゼンテーション能力の育成

	・福祉と環境も考慮に入れることのできる豊かな人間性と責任感の育成
情報工学科	・豊富な情報技術をもとにした視野の広い応用能力の育成 ・グループリーダーとしてのコミュニケーションとプレゼンテーション能力の育成 ・柔軟で創造的なシステムデザイン能力の育成

（職員組織）

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによる。

（総務主事、教務主事、学生主事及び寮務主事）

第10条 本校に、校長の命を受け、校長を補佐するため、総務主事、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 総務主事は、学校運営全般に関することを掌理する。

3 教務主事は、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

（事務部）

第11条 本校に、総務、財務、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

（その他の内部組織）

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程及び課程修了の認定等

（1年間の授業期間）

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（教育課程の編成）

第14条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその履修単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。以下において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授

業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の各号に掲げる基準により単位数を計算することができる。

- (1) 講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は，60 単位を超えないものとする。
- 6 前 3 項の規定にかかわらず，卒業研究の授業科目において学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には，これに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。
- 7 特別活動は，第 1 学年から第 3 学年まで各学年 30 単位時間，計 90 単位時間実施するものとする。

（授業の方法）

- 第 14 条の 2 校長は，文部科学大臣が別に定めるところにより，授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 2 校長は，授業を外国において履修させることができる。
 - 3 前項の規定は，第 1 項の規定に基づき多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合も同様とする。
 - 4 校長は，文部科学大臣が別に定めるところにより，授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
 - 5 前各項の授業の方法により修得する単位数は，60 単位を超えないものとする。

（課程修了の認定）

- 第 14 条の 3 全課程の修了の認定に必要な単位数は，167 単位以上（そのうち，一般科目については 75 単位以上，専門科目については 82 単位以上とする。）とする。ただし，商船学科にあっては大型練習船実習を除き 147 単位以上（そのうち，一般科目については 75 単位以上，専門科目については 62 単位以上とする。）とする。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

- 第 14 条の 4 校長は，教育上有益と認めるときは，学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を，60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関し，必要な事項は，別に定める。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

- 第 14 条の 5 校長は，教育上有益と認めるときは，学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本校における授業科目の履修とみなし，単位の修得を認定

することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合せて 60 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の規定は、学生が、外国の大学又は、高等学校に留学する場合及び外国の大学又は、短期大学が行う通信教育による授業を我が国において履修する場合に準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は 60 単位を超えないものとする。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 5 前各項に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修期間の延長)

第 15 条 校長は、疾病その他やむを得ない事由により第 3 条第 2 項に規定する実習課程の期間内において当該課程を修了することができない者については、その期間を超えて履修させることがある。

(成績評価)

第 16 条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、平素の成績を評価して行うものとする。

(原級留置)

第 17 条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第 5 章 入学、休学、退学及び卒業等

(入学資格)

第 18 条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和 41 年文部省令第 36 号)により、中学校を卒業したものと同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業したものと同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第 19 条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績及び出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等（以下「調査書等」という。）を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前 2 項の規定にかかわらず、商船学科の入学定員の一部について、体験学習により学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

（入学手続及び入学許可）

第 20 条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、保護者等と連署した誓約書及び校長が定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。ただし、入学料の納付については、入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、この限りでない。

（編入学）

第 21 条 第 4 学年に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前 2 条の規定に準じて、第 4 学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（転学）

第 22 条 校長は、他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

（転科）

第 22 条の 2 校長は、転科を希望する者があるときは、学年の始まるまでに、選考の上、転科を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

（休学）

第 23 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3 か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を得て、休学することができる。

第 24 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

（復学）

第 25 条 休学した者は、休学期間中に休学の事由がなくなったときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(出席停止)

第 26 条 校長は、学生に伝染病その他の疾病があるときは、出席停止を命ずることができる。

(退学)

第 27 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を得て、退学することができる。

(再入学)

第 27 条の 2 校長は、前条の規定により退学した者又は第 55 条の規定により除籍された者で、再入学を希望する者があるときは、相当学年に入学を許可することができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(他の学校への入学等)

第 27 条の 3 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第 28 条 校長は、全学年の課程を修了した者に卒業証書を授与する。

(準学士の称号)

第 28 条の 2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 専攻科

(設置)

第 29 条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第 30 条 専攻科は、高等専門学校基礎の上に、更に高度な専門知識と技術を教授し、技術革新と社会情勢に対応できる海運管理者及び工業技術者を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第 31 条 専攻、入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
海洋交通システム学専攻	4 人	8 人
電子・情報システム工学専攻	8 人	16 人

(専攻における教育上の目的)

第 31 条の 2 専攻における教育上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

専 攻	目 的
海洋交通システム学専攻	・ 海洋を中心とした国際・国内物流管理分野及び海事関連分野で活躍できる海運管理者の養成
電子・情報システム工学専攻	・ 電子・情報システムに関する高度な研究開発ができる実践的開発技術者の養成
共通	・ IT 教育により，高度なコンピュータ支援能力の育成 ・ 国際化教育により，語学力や文化的教養の育成 ・ 福祉と環境も考慮に入れることのできる総合力の育成

(修業年限及び在学期間)

第 32 条 専攻科の修業年限は，2 年とする。ただし，4 年を超えて在学することはできない。

(学年)

第 33 条 学年は，海洋交通システム学専攻にあつては，10 月 1 日に始まり，翌年 9 月 30 日に終わり，電子・情報システム工学専攻は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 34 条 第 31 条に掲げる専攻の学期は，次に掲げるとおりとする。

海洋交通システム学専攻

秋学期

春学期

電子・情報システム工学専攻

前学期

後学期

2 前項の各学期の開始日及び終了日は，校長が別に定める。

(入学資格)

第 35 条 専攻科に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 我が国において外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 14

年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (7) その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第 36 条 校長は、入学志願者について、別に定めるところにより選抜する。

(休学期間)

第 37 条 専攻科に属する学生の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に 1 年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 32 条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第 38 条 授業科目及び履修単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

(修了)

第 39 条 専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第 40 条 専攻科に属する学生については、第 6 条、第 7 条、第 13 条、第 14 条の 2、第 14 条の 5 第 1 項及び第 3 項、第 20 条、第 23 条、第 25 条から第 27 条まで、第 42 条から第 51 条まで、並びに第 53 条から第 55 条までの規定を準用する。この場合において、「外国の大学又は、高等学校」及び「外国の大学又は、短期大学」とあるのは「外国の大学」、第 14 条の 2 第 5 項及び第 14 条の 5 第 2 項中「60 単位」とあるのは「24 単位」と、第 20 条中「前条」とあるのは「第 36 条」と読み替えるものとする。

(その他)

第 41 条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 42 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号)の定めるところによる。

(検定料)

第 43 条 入学を志願する者は、出願するときに検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 44 条 入学しようとする者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 45 条 学生は、授業料の年額を前期及び後期の 2 期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては 5 月に、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。ただし、入学年度の前期（海洋交通システム学専攻にあつては秋学期）に係る授業料は、入学を許可されるときに、申出により納付することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、申出により前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

第 46 条 第 15 条の規定により、修業年限を超えて履修することを認められた者は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に、その延長された月数を乗じて得た額を納付しなければならない。

第 47 条 学年の中途において入学又は復学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に入学又は復学する日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学又は復学の日の属する月に納付しなければならない。

第 48 条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付しなければならない。

(寄宿料)

第 49 条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、毎月その月の寄宿料を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、その休業開始前に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があつたときは、当該年度分の範囲内で 2 か月以上を前納させることができる。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第 50 条 入学を許可された者で、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、

寄宿料の全額を免除することがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(授業料等の還付)

第51条 納付済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを還付しない。ただし、第45条第2項ただし書きの規定により授業料を納付した者が3月31日（海洋交通システム学専攻にあっては9月30日）までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料に相当する額、及び同条第3項の規定により後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

2 前項の規定にかかわらず、第43条により検定料を納付した者が出願しなかった場合又は検定料を重複して納付した場合は、検定料を還付する。

3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項により寄宿料を納付した者が退寮した場合は、申出により退寮した日の属する月の翌月以降の寄宿料に相当する額を還付する。

第8章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 校長は、学生として表彰に値する行為があるときは、当該学生を表彰することができる。

(懲戒)

第54条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項の規定により、停学の処分を受けた学生の停学の期間は、在学期間及び修業年限に算入する。

(除籍)

第55条 校長は、次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 死亡した者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者
- (3) 第24条及び第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 授業料又は寄宿料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第20条第2項ただし書きに規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免

除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

- (6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、入学料の徴収猶予期間を超えて、納付すべき入学料を納付しない者

第9章 学寮

(学寮)

第56条 本校に学寮を設ける。

- 2 学寮の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 練習船

(練習船)

第57条 本校に、練習船を置く。

- 2 練習船に関する規則は、別に定める。

第11章 研究生、聴講生及び科目等履修生

(研究生)

第58条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第59条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第60条 本校において開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項の授業科目を修得した者には、単位を認定することができる。

第61条 研究生、聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第12章 外国人留学生

(外国人留学生)

第62条 外国人で、本校の3年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留

学生として入学を許可することがある。

第 63 条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第 63 条の 2 3 年次に編入学した外国人留学生の授業科目及びその履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、別表第 4 のとおりとする。

第 63 条の 3 3 年次に編入学した外国人留学生の全課程の修了の認定に必要な単位数は、第 14 条の 3 の規定にかかわらず、102 単位以上（そのうち、一般科目については 26 単位以上、専門科目については 66 単位以上とする。）とする。ただし、商船学科にあっては大型練習船実習を除き 84 単位以上（そのうち、一般科目については 26 単位以上、専門科目については 42 単位以上とする。）とする。

第 64 条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第 13 章 公開講座

（公開講座）

第 65 条 本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 58 年度において第 2 学年以上であった者に係る教育課程については、第 14 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、昭和 58 年度において第 2 学年以上であった者及び外国人学生のうちで、昭和 58 年度以降の入学生と同一学年となる者については、この限りでない。

3 昭和 59 年度以前の入学者に係る学寮については、第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 62 年 9 月 16 日から施行する。

2 工場実習を行った者に係る実習課程については、改正後の学則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 航海学科及び機関学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者並びに第 22 条及び第 42 条の規定により当該学科に入学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 昭和 63 年 3 月 31 日に航海学科又は機関学科に在学する者並びに第 22 条及び第 42 条の規定により航海学科又は機関学科に入学する者（以下「航海学科等在学者」という。）の教育課程については、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、航海学科等在学者で昭和 63 年度以降の入学生（編入学生を除く。）と

同一学年となる者については、この限りでない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 12 月 14 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 62 年度以前の入学生にかかる教育課程については、なお従前の例による。ただし、昭和 62 年度以前の入学生のうち、昭和 63 年度以降の入学生と同一学年になる者については、昭和 63 年 12 月 14 日改正後の教育課程によることができる。

附 則

この学則は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 11 月 1 日から施行し、平成 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 3 月 20 日から施行する。ただし、第 30 条第 3 項の改正規定は平成 3 年 3 月 5 日から、第 35 条の改正規定は平成 3 年 3 月 15 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年度において第 2 学年以上である者の平成 3 年度までの授業科目及びその履修単位数（以下「授業科目等」という。）については、第 14 条第 2 項の改正規定にかかわらず、なお従前の例によることとし、平成 4 年度以降の授業科目等については、附則別表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年度において商船学科の第 2 学年である者の教育課程については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、附則別表に定めるとおりとする。
- 3 平成 12 年度において商船学科及び電子機械工学科の第 3 学年以上である者並びに情報工学科の第 5 学年である者の教育課程については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 14 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この学則は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。
- 2 この学則は、附則 1 にかかわらず、別表第 1 及び別表第 2 については、平成 18 年 4

月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 5 月 8 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度以前の専攻科入学者の教育課程については、改正後の学則第 38 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年度において第 2 学年以上である者に係る一般科目の教育課程にあつては、附則別表第 1 のとおりとする。

3 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年度において商船学科の第 2 学年以上である者の教育課程にあつては、附則別表第 2 のとおりとする。

4 第 14 条の 2 の規定にかかわらず、平成 25 年度において商船学科の第 2 学年以上である者にあつては、大型練習船実習を除き 153 単位以上(そのうち、一般科目 75 単位以上、専門科目 62 単位以上)とする。

附 則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年度において第 2 学年である者のうち、平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。

3 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年度において第 3 学年以上である者に係る一般科目の教育課程にあつては、附則別表第 1 のとおりとする。

4 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年度において商船学科の第 3 学年以上である者の教育課程にあつては、附則別表第 2 のとおりとする。

5 第 14 条の 2 の規定にかかわらず、平成 26 年度において商船学科の第 3 学年以上である者にあつては、大型練習船実習を除き 153 単位以上(そのうち、一般科目 75 単位以上、専門科目 62 単位以上)とする。

附 則

1 この学則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年度以前の専攻科入学者の教育課程については、改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度において第 3 学年である者のうち平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 27 年度において、次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 商船学科第 5 学年	一般科目にあつては、附則別表第 1－1 専門科目にあつては、附則別表第 2－1
(2) 商船学科第 4 学年	一般科目にあつては、附則別表第 1－2 専門科目にあつては、附則別表第 2－2
(3) 電子機械工学科及び情報工学科第 4 学年以上	一般科目にあつては、附則別表第 1－3
(4) 情報工学科第 2 学年以上	専門科目にあつては、附則別表第 2－3
- 4 平成 27 年度において商船学科の第 4 学年以上である者の課程修了の認定に必要な単位数は、第 14 条の 2 の規定にかかわらず、大型練習船実習を除き 153 単位以上(そのうち、一般科目 75 単位以上、専門科目 62 単位以上)とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度において第 4 学年以下である者のうち、平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 28 年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 第 5 学年 | 附則別表第 1－1 |
| (2) 第 3・4 学年 | 附則別表第 1－2 |
| (3) 第 2 学年 | 附則別表第 1－3 |

専門科目

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 商船学科第 5 学年 | 附則別表第 2－1 |
| (2) 商船学科第 2・3・4 学年 | 附則別表第 2－2 |
| (3) 情報工学科第 3 学年以上 | 附則別表第 2－3 |

附 則

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の専攻科入学者の教育課程については、改正後の別表第 3 の規定にかかわらずなお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度において第 5 学年以下である者のうち、平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 29 年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 第 4 ・ 5 学年 | 附則別表第 1 - 1 |
| (2) 第 3 学年 | 附則別表第 1 - 2 |

専門科目

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 商船学科第 3 ・ 4 ・ 5 学年 | 附則別表第 2 - 1 |
| (2) 商船学科第 2 学年 | 附則別表第 2 - 2 |
| (3) 情報工学科第 4 学年以上 | 附則別表第 2 - 3 |

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度において第 5 学年以下である者のうち、平成 29 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 30 年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 第 5 学年 | 附則別表第 1 - 1 |
| (2) 第 4 学年 | 附則別表第 1 - 2 |
| (3) 第 2 ・ 3 学年 | 附則別表第 1 - 3 |

専門科目

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 商船学科第 4 ・ 5 学年 | 附則別表第 2 - 1 |
| (2) 商船学科第 3 学年 | 附則別表第 2 - 2 |
| (3) 商船学科第 2 学年 | 附則別表第 2 - 3 |
| (4) 電子機械工学科第 2 学年以上 | 附則別表第 2 - 4 |
| (5) 情報工学科第 5 学年 | 附則別表第 2 - 5 |
| (6) 情報工学科第 2 ・ 3 ・ 4 学年 | 附則別表第 2 - 6 |

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 31 年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 第 5 学年 | 附則別表第 1 - 1 |
|------------|-------------|

(2) 第3・4学年 附則別表第1-2

専門科目

(1) 商船学科第5学年 附則別表第2-1

(2) 商船学科第4学年 附則別表第2-2

(3) 商船学科第3学年 附則別表第2-3

(4) 電子機械工学科第3学年以上 附則別表第2-4

(5) 情報工学科第3学年以上 附則別表第2-5

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。

3 令和2年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第4学年以上 附則別表第1-1

専門科目

(1) 商船学科第5学年 附則別表第2-1

(2) 商船学科第4学年 附則別表第2-2

(3) 電子機械工学科第4学年以上 附則別表第2-3

(4) 情報工学科第4学年以上 附則別表第2-4

4 平成31年度以前に3年次に編入学した外国人留学生の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第63条の2の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。

5 令和2年度において次の各号に該当する外国人留学生の授業科目及び履修単位数は、第63条の2の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 平成30年度・平成31年度3年次編入学者 附則別表第3-1

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。

3 令和3年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第5学年 附則別表第1-1

専門科目

(1) 商船学科第5学年 附則別表第2-1

(2) 電子機械工学科第 5 学年

附則別表第 2 - 2

(3) 情報工学科第 5 学年

附則別表第 2 - 3

4 平成 31 年度以前に 3 年次に編入学した外国人留学生の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 63 条の 2 の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。

5 令和 3 年度において次の各号に該当する外国人留学生の授業科目及び履修単位数は、第 63 条の 2 の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 平成 31 年度 3 年次編入学者

附則別表第 3 - 1

附 則

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。

3 令和 6 年度において第 2 学年以上である者の授業科目及び履修単位数は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

附則別表第 1

専門科目

附則別表第 2

附 則

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の改正の際、現に在学する学生に係る停学期間の取扱いは、改正後の第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1

一 般 科 目 （ 商 船 学 科 ）

授 業 科 目			単位数	学年別配当					備 考
科目分類	科目名称			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修	人文・社会	国語 1	2	2					必修の科目は必ず全て修得すること。 * は学修単位
必修		国語 2	2	2					
必修		国語 3	2		2				
必修		国語 4	2			2			
必修		世界史	2	2					
必修		日本史	2		2				
必修		地理	1	1					
必修		倫理社会	2		2				
必修		政治経済	2			2			
必履修		法学	1				1		
必修		哲学	2					2 *	
必履修		国際文化論	2					2 *	
必修	自然	数学 1	4	4					
必修		数学 2	2	2					
必修		数学 3	4		4				
必修		数学 4	2		2				
必修		数学 5	4			4			
必修		数学 6	2			2			
必修		物理 1	2	2					
必修		物理 2	2		2				
必修		化学 1	2	2					
必修		化学 2	2		2				
必修		総合科学	1	1					
必修		外国語	総合英語 1	3	3				
必修	総合英語 2		3		3				
必修	総合英語 3		3			3			
必修	英語コミュニケーション 1		2	2					
必修	英語コミュニケーション 2		2		2				
必修	ライティング		2			2			
必修	英語		1				1		
必修	海事英語		2					2	
必修	保健・体育	保健	1	1					
必修		体育 1	2	2					
必修		体育 2	2		2				
必修		体育 3	2			2			
必履修		体育 4	1				1		
必修	情報リテラシー		2	2					音楽又は美術を選択
必修	芸術		1	1					
必修又は必履修科目 履修単位数計			78	29	23	17	3	6	3 科目から 1 科目を選択
選択科目	第二外国語		2					2	
	技能英語		2					2	
	日本語文化論		2					2	
	開設単位数計		6					6	
履修単位数計			2					2	
履修単位数合計			80	29	23	17	3	8	

一 般 科 目 （電子機械工学科・情報工学科 共通）

授 業 科 目		単位数	学年別配当					備 考
科目分類	科目名称		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修	人文・社会	国語 1	2	2				必修の科目は必ず全て修得すること。 * は学修単位
必修		国語 2	2					
必修		国語 3	2	2				
必修		国語 4	2		2			
必修		世界史	2	2				
必修		日本史	2	2				
必修		地理	1	1				
必修		倫理社会	2	2				
必修		政治経済	2		2			
必履修		法学	1			1		
必修		哲学	2				2 *	
必履修		国際文化論	2				2 *	
必修	自然	数学 1	4	4				
必修		数学 2	2	2				
必修		数学 3	4	4				
必修		数学 4	2	2				
必修		数学 5	4		4			
必修		数学 6	2		2			
必修		物理 1	2	2				
必修		物理 2	2	2				
必修		化学 1	2	2				
必修		化学 2	2	2				
必修		総合科学	1	1				
必修	外国語	総合英語 1	3	3				
必修		総合英語 2	3	3				
必修		総合英語 3	2		2			
必修		英語コミュニケーション 1	2	2				
必修		英語コミュニケーション 2	2	2				
必修		ライティング	2		2			
必修		英語	2			2		
必修	保健・体育	保健	1	1				
必修		体育 1	2	2				
必修		体育 2	2	2				
必修		体育 3	2		2			
必履修		体育 4	2			2		
必修	情報リテラシー		2	2				音楽又は美術を選択
必修	芸術		1	1				
必修又は必履修科目 履修単位数計		77	29	23	16	5	4	
選択科目	第二外国語	2				2		3 科目から 1 科目を選択
	技能英語	2				2		
	日本言語文化論	2				2		
	開設単位数計	6				6		
	履修単位数計	2				2		
履修単位数合計		79	29	23	16	7	4	

別表第2

専 門 科 目 (商 船 学 科)

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考	
科目分類	科目名称		1年	2年	3年	4年	5年		
必修	共通	船舶工学 1	1		1			必修の科目は必ず全て修得すること。	
必修		船舶工学 2	1		1				
必修		電気電子工学 1	2		2				
必修		熱流体力学 1	2		2				
必修		工学基礎	2		2				
必修		制御工学 1	1			1			
必修		制御工学 2	1				1		
必修		商船学概論	2	2					
必修		船舶管理	2				2		
必修		応用数学	2				2		
必修		情報処理演習	1		1				
必修		情報セキュリティ	1				1		
必修		創造工学	1			1			
必修		商船学演習	1				1		
必修		卒業研究	6				6		
共通科目 必修又は必修履修科目 履修単位数計		26	2	8	3	1	12		
必修	航海コース	地文航法	2			2			
必修		天文航法	2				2		
必修		航海計器	2			2			
必修		電波航法	2				2		
必修		航海学演習	2			1	1		
必修		航路論 1	1			1			
必修		航路論 2	1				1		
必修		操船論 1	1			1			
必修		操船論 2	1				1		
必修		海洋気象学	2			2			
必修		船舶整備論 1	1				1		
必修		船舶整備論 2	1				1		
必修		船舶載貨論 1	1			1			
必修		船舶載貨論 2	1				1		
必修		海上交通法	2			2			
必修		海事法規 1	1				1		
必修		海事法規 2	1				1		
必修		航海英語 1	2			2			
必修		航海英語 2	1				1		
必修		オーラルコミュニケーション	1				1		
必修		校内練習船実習	5	1	1	1	1		
必修		海事実務	5	1	1	1	1		
必修		実験実習	8	2	2	2	2		
航海コース 必修又は必修履修科目 履修単位数計		46	4	4	16	14	8		
必修	機関コース	内燃機関工学 1	2			2			
必修		内燃機関工学 2	2				2		
必修		蒸気工学 1	1			1			
必修		蒸気工学 2	1				1		
必修		蒸気工学 3	1				1		
必修		舶用補機 1	2				2		
必修		舶用補機 2	1				1		
必修		電気電子工学 2	2			2			
必修		電気機器学	2				2		
必修		熱流体力学 2	2				2		
必修		工業力学	2			2			
必修		材料力学	2				2		
必修		金属材料学	2			2			
必修		トライボロジー	1				1		
必修		計測工学	1				1		
必修		設計製図 1	1			1			
必修		設計製図 2	1				1		
必修		海事法規	1				1		
必修		機関英語	2			2			
必修		オーラルコミュニケーション	1				1		
必修		校内練習船実習	5	1	1	1	1		
必修		海事実務	5	1	1	1	1		
必修		実験実習	8	2	2	2	2		
機関コース 必修又は必修履修科目 履修単位数計		48	4	4	16	14	10		
選択科目	共	海上安全学	2				2 *	* は学修単位 ※ 4 単位以上を選択すること	
		海運経済	2				2 *		
	通	エネルギープラント管理	2				2 *		
		環境計測工学	2				2 *		
		校外実習	3			1	1		1
	開設単位数計		11			1	1		9
	履修単位数計		4			0	0		4
航海コース履修単位数合計		76	6	12	19	15	24		
機関コース履修単位数合計		78	6	12	19	15	26		
大型練習船実習		上記単位数以外で 1 2 月実施する。							

(注) 大型練習船実習12月のうち、卒業年次の6月については、やむを得ない事由がある場合は別に定める措置とすることができる。

	単位数	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門科目履修単位数	N 76 E 78	6	12	19	15	N 24 E 26	
一般科目履修単位数	80	29	23	17	3	8	
合 計	N 156 E 158	35	35	36	18	N 32 E 34	

専 門 科 目 （電子機械工学科）

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考
科目分類	科目名称		1年	2年	3年	4年	5年	
必修	電気回路 1	2		2				必修の科目は必ず全て修得すること。
必修	電気回路 2	2			2			
必修	電気回路 3	2					2 *	
必修	電子回路	2				2		*は学修単位
必修	電磁気学 1	2			2			
必修	電磁気学 2	2				2 *		
必修	応用物理	2					2 *	
必修	計測工学 1	2			2			
必修	計測工学 2	2				2 *		
必修	機械製図	2	2					
必修	機械工作	2		2				
必修	機械設計	2			2			
必修	金属材料学	2			2			
必修	工業力学	2			2			
必修	材料力学	2				2		
必修	工業材料	2				2		
必修	制御工学	2				2		
必修	熱力学	2				2 *		
必修	流体力学	2				2 *		
必修	電気機器	2					2 *	
必修	産業電子機械	2					2 *	
必修	機械力学	2					2 *	
必修	プログラミング	2		2				
必修	情報処理基礎	2			2			
必修	ディジタル回路	2				2 *		
必修	ディジタル信号処理	2				2 *		
必修	計算機システム	2				2 *		
必修	情報処理応用	2				2		
必修	組込みシステム	2					2 *	
必修	情報セキュリティ	1					1	
必修	応用数学	2				2		
必修	数値計算法	2				2 *		
必修	工業英語	2					2 *	
必修	電子機械演習 1	1					1	
必修	電子機械演習 2	1					1	
必修	創造工学	1		1				
必修	創造工学演習	1				1		
必修	キャリアデザイン	1				1		
必修	実験実習	8	2	2	2	2		
必修	卒業研究	8					8	
必修又は必修科目 履修単位数計		86	4	9	16	32	25	
選 択 科 目	通信システム	1					1	※3 単位以上を選択すること 5 年間の修得単位数の合計が167単位以上となるように選択科目を選択、履修すること。
	集積回路	1					1	
	システム制御工学	1					1	
	CAD・CAM	1					1	
	ロボット工学	1					1	
	ディジタル画像処理	1					1	
	電子機械特論 1	1					1	
	電子機械特論 2	1					1	
	電子機械特論 3	1					1	
	校外実習	3			1	1	1	
	開設単位数計	12			1	1	10	
履修単位数計		3					3	
履修単位数合計		89	4	9	16	32	28	

	単位数	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門科目履修単位数	89	4	9	16	32	28	
一般科目履修単位数	79	29	23	16	7	4	
合 計	168	33	32	32	39	32	

専 門 科 目 (情報工学科)

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考
科目分類	科目名称		1年	2年	3年	4年	5年	
必修	情報工学概論	2		2				必修の科目は必ず全て修得すること。 *は学修単位
必修	情報数学	2			2			
必修	統計学	2				2 *		
必修	応用数学	2				2		
必修	情報理論	2					2 *	
必修	数値計算	2					2 *	
必修	プログラミング 1	2	2					
必修	プログラミング 2	2		2				
必修	プログラミング 3	2			2			
必修	信号処理	2			2			
必修	計算機アーキテクチャ	2			2			
必修	情報セキュリティ 1	1			1			
必修	情報セキュリティ 2	1				1		
必修	データサイエンス・A I 入門	2			2			
必修	オペレーティングシステム	2				2 *		
必修	データ構造とアルゴリズム	2				2 *		
必修	ソフトウェア工学	2				2 *		
必修	コンピュータネットワーク	2				2		
必修	データベース	2				2		
必修	画像工学	2				2 *		
必修	コンピュータグラフィックス	2				2 *		
必修	数理計画法	2				2		
必修	システムプログラム	2					2 *	
必修	オートマトンと言語理論	2					2 *	
必修	人工知能	2					2 *	
必修	オペレーションズリサーチ	2					2 *	
必修	電気回路	2		2				
必修	電子回路・論理回路	2			2			
必修	制御工学	2				2		
必修	応用物理学 1	2			2			
必修	応用物理学 2	2				2		
必修	技術英語	2					2 *	
必修	情報工学演習 1	1		1				
必修	情報工学演習 2	1					1	
必修	創造演習 1	1		1				
必修	創造演習 2	1			1			
必修	創造演習 3	1				1		
必修	創造演習 4	1					1	
必修	実験実習	8	2	2	2	2		
必修	卒業研究	8					8	
必修又は必修科目 履修単位数計		84	4	10	18	28	24	
選 択 科 目	通信システム	1					1	※ 4 単位以上を選択すること 5 年間の修得単位数の合計が167単位以上となるように選択科目を選択、履修すること。
	集積回路	1					1	
	システム制御工学	1					1	
	CAD・CAM	1					1	
	信頼性工学	1					1	
	工業力学	1					1	
	コンピュータ解析法	1					1	
	情報工学特論 1	1					1	
	情報工学特論 2	1					1	
	情報工学特論 3	1					1	
	校外実習	3			1	1	1	
開設単位数計		13			1	1	11	
履修単位数計		4					4	
履修単位数合計		88	4	10	18	28	28	

	単位数	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門科目履修単位数	88	4	10	18	28	28	
一般科目履修単位数	79	29	23	16	7	4	
合 計	167	33	33	34	35	32	

別表第3

海洋交通システム学専攻教育課程表

区 分		必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年別配当		講義・実験・ 演習の区別	備 考
					1 年	2 年		
一 般 科 目	必修	実践英語Ⅰ	2	2		講義		
		履修単位数	2					
	選択	ボランティア	1	1		実習		
		実践英語Ⅱ	2	2		講義		
		異文化論	2	2		講義		
		技術者倫理	2	2		講義		
		日本文学概論	2	2		講義		
		開設単位数	9					
履修単位数	4単位以上（ボランティアを含まない。）							
専 門 科 目	必修	実用技術英語	2	2		講義		
		応用数学特論Ⅰ	2	2		講義		
		コンピュータシミュレーション	2	2		講義		
		履修単位数	6					
	選択	応用数学特論Ⅱ	2	2		講義		
		応用物理科学	2	2		講義		
		環境科学	2	2		講義		
		材料学	2	2		講義		
		数値解析特論	2	2		講義		
		機械システム学	2		2	講義		
		電子機器特論	2	2		講義		
		情報システム学	2	2		講義		
		エネルギーシステム学	2		2	講義		
		産業論	2		2	講義		
		開設単位数	20					
		履修単位数	10単位以上					
	必修	海洋交通システム学特別研究Ⅰ	4	4		実験		
		海洋交通システム学特別研究Ⅱ	12		12	実験		
		海洋交通システム学特別実験	4	4		実験		
		海洋交通システム学特別演習	4	2	2	演習		
		履修単位数	24					
		選択	インターンシップ	2	2		実習	
			交通システム工学	2	2		講義	
			海事統計学	2	2		講義	
			海洋ロボット工学	2		2	講義	
			機関システム工学	2	2		講義	
			船舶安全学特論	2	2		講義	
			流通ターミナル論	2		2	講義	
			船体運動学特論	2		2	講義	
			船舶ヒューマンマシンインターフェース論	2	2		講義	
			エネルギー変換工学	2	2		講義	
			反応工学論	2		2	講義	
			冷凍空調システム工学	2		2	講義	
			燃焼工学特論	2		2	講義	
			情報工学特論	2	2		講義	
	開設単位数	28						
	履修単位数	16単位以上（インターンシップを含まない。）						
一般・専門科目 開設単位数合計			89					
修 得 単 位 数 合 計			62単位以上（ボランティア、インターンシップを含まない。）					

電子・情報システム工学専攻教育課程表

区 分		必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年別配当		講義・実験・ 演習の区別	備 考
					1 年	2 年		
一 般 科 目	必修	実践英語Ⅰ	2	2		講義		
		履修単位数	2					
	選択	ボランティア	1	1		実習		
		実践英語Ⅱ	2		2	講義		
		異文化論	2	2		講義		
		技術者倫理	2	2		講義		
		日本文学概論	2	2		講義		
		開設単位数	9					
		履修単位数	4単位以上（ボランティアを含まない。）					
専 門 科 目	専 門 共 通 科 目	必修	実用技術英語	2	2		講義	
			応用数学特論Ⅰ	2	2		講義	
			コンピュータシミュレーション	2	2		講義	
			履修単位数	6				
		選択	応用数学特論Ⅱ	2	2		講義	
			応用物理科学	2	2		講義	
			環境科学	2		2	講義	
			材料学	2		2	講義	
			数値解析特論	2	2		講義	
			機械システム学	2	2		講義	
			電子機器特論	2		2	講義	
			情報システム学	2	2		講義	
			エネルギーシステム学	2		2	講義	
			産業論	2		2	講義	
	開設単位数	20						
	履修単位数	10単位以上						
	専 門 専 攻 科 目	必修	電子・情報システム工学特別研究Ⅰ	4	4		実験	
			電子・情報システム工学特別研究Ⅱ	12		12	実験	
			電子・情報システム工学特別実験	4	4		実験	
			創造工学演習	2	2		演習	
			電子・情報システム工学特論	2		2	講義	
			履修単位数	24				
		選択	インターンシップ	2	2		実習	
			画像処理	2		2	講義	
			電子物性工学	2	2		講義	
			集積回路工学特論	2	2		講義	
			高電圧工学特論	2		2	講義	
			電子制御工学	2	2		講義	
			デジタルシステム	2	2		講義	
			マルチメディア応用技術	2	2		講義	
			応用画像工学	2	2		講義	
			通信ネットワーク工学	2	2		講義	
			認識工学	2		2	講義	
			応用信号処理	2	2		講義	
			生産管理特論	2	2		講義	
			人間感性システム特論	2		2	講義	
	開設単位数	28						
	履修単位数	16単位以上（インターンシップを含まない。）						
一般・専門科目開設単位数合計				89				
修 得 単 位 数 合 計				62単位以上（ボランティア、インターンシップを含まない。）				

別表 4

商船学科（航海コース） 外国人留学生教育課程

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当			備 考
			3年	4年	5年	
一般科目	日本語	1	1			
	日本事情	1	1			
	日本語・日本事情	1		1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
	数学5	4	4			
	数学6	2	2			
	総合英語	3	3			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生、英語を日常的に話することができる留学生の場合は、専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	ライティング	2	2			
	英語	1		1		
	海事英語	2			2	
	保健体育	2			2	
	技術英語	3	2		1	
	数学特論	2			2	
	履修単位数計	28	15	2	11	
一般科目 (選択科目)	第二外国語	2			2	※専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	技能英語	2			2	
	日本言語文化論	2			2	
	開設単位数計	6			6	
	履修単位数計	0			0	
一般科目履修単位数計		28	15	2	11	
共通 必修科目	情報リテラシ（留学生補習）	1		1		
	船舶工学	1	1			
	船舶工学（留学生補習）	1	1			
	電気電子工学Ⅰ（留学生補習）	1	1			
	熱流体力学Ⅰ（留学生補習）	1	1			
	制御工学	2	1	1		
	商船学概論（留学生補習）	1	1			
	船舶管理	2			2	
	卒業研究	6			6	
	履修単位数計	16	6	2	8	
航海コース 必修科目	地文航法	2	2			
	天文航法	2		2		
	航海計器	2	2			
	電波航法	2		2		
	航海学演習	2		1	1	
	航路論	2		1	1	
	操船論	2	1	1		
	海洋気象学	2	2			
	船舶整備論	2		1	1	
	船舶載貨論	2	1	1		
	海上交通法	2	2			
	海事法規	2		1	1	
	校内練習船実習	3	1	1	1	
	校内練習船実習（補習航海）	2	1		1	
	海事実務	3	1	1	1	(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施する)
	実験実習	4	2	2		(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施する)
	実験実習（留学生補習）	2			2	
	履修単位数計	38	15	14	9	
共通 選択科目	海上安全学	2			2 *	
	海運経済	2			2 *	
	エネルギープラント管理	2			2 *	
	環境計測工学	2			2 *	
	インターンシップ	1		1		
	開設単位数計	9	0	1	8	
	履修単位数計	4	0	0	4	
専門科目履修単位数計		58	21	16	21	
一般科目履修単位数計		28	15	2	11	
合 計		86	36	18	32	
大型練習船実習		上記単位数以外で12月実施する				

※学年別配当単位数の*は学修単位を表す。

商船学科（機関コース） 外国人留学生教育課程

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当			備 考
			3年	4年	5年	
一般科目	日本語	1	1			
	日本事情	1	1			
	日本語・日本事情	1		1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
	数学5	4	4			
	数学6	2	2			
	総合英語	3	3			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生、英語を日常的に話すことができる留学生の場合は、専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	ライティング	2	2			
	英語	1		1		
	海事英語	2			2	
	保健体育	2			2	
	技術英語	2	2			
	数学特論	2			2	
履修単位数計		27	15	2	10	
一般科目 (選択科目)	第二外国語	2			2	※専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	技能英語	2			2	
	日本言語文化論	2			2	
	開設単位数計	6			6	
	履修単位数計	0			0	
一般科目履修単位数計		27	15	2	10	
共通 必修科目	情報リテラシ（留学生補習）	1		1		
	船舶工学	1	1			
	船舶工学（留学生補習）	1	1			
	電気電子工学Ⅰ（留学生補習）	1	1			
	制御工学	2	1	1		
	商船学概論（留学生補習）	1	1			
	船舶管理	2			2	
	卒業研究	6			6	
	履修単位数計	15	5	2	8	
機関コース 必修科目	内燃機関学	4	2	2		
	蒸気工学	3	1	1	1	
	舶用補機	3		2	1	
	電気電子工学Ⅱ	2	2			
	電気機器学	2		2		
	熱流体力学Ⅱ	2			2	
	工業力学	2	2			
	材料力学	2		2		
	金属材料学	2	2			
	燃料潤滑油	1			1	
	計測工学	1			1	
	設計製図	2	1	1		
	海事法規	1			1	
	校内練習船実習	3	1	1	1	
	校内練習船実習（補習航海）	2	1		1	
	海事実務	3	1	1	1	(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施する)
	実験実習	4	2	2		(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施する)
	実験実習（留学生補習）	2			2	
	履修単位数計	41	15	14	12	
共通 選択科目	海上安全学	2			2 *	
	海運経済	2			2 *	
	エネルギープラント管理	2			2 *	
	環境計測工学	2			2 *	
	インターンシップ	1		1		
	開設単位数計	9	0	1	8	
	履修単位数計	4	0	0	4	
専門科目履修単位数計		60	20	16	24	
一般科目履修単位数計		27	15	2	10	
合 計		87	35	18	34	
大型練習船実習		上記単位数以外で12月実施する				

※学年別配当単位数の*は学修単位を表す。

電子機械工学科 外国人留学生教育課程

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当			備 考
			3年	4年	5年	
一般科目 (必修科目)	日本語	2	1	1		
	日本事情	2	1	1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
	数学5	4	4			
	数学6	2	2			
	総合英語	2	2			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生、英語を日常的に話すことができる留学生の場合は、専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	ライティング	2	2			
	英語	2		2		
	保健体育	6	2	2	2	※5年次は専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
履修単位数計		26	14	6	6	
一般科目 (選択科目)	第二外国語	2		2		※専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	技能英語	2		2		
	日本言語文化論	2		2		
	開設単位数計	6		6		
	履修単位数計	2		2		
一般科目履修単位数計		28	14	8	6	
専門科目 (必修科目)	デザイン基礎（留学生補習）	1	1			
	機械工作（留学生補習）	1	1			
	機械設計	2	2			
	金属材料学	2	2			
	工業力学	2	2			
	計測工学	2	2			
	材料力学	2		2 *		
	材料力学演習	1		1		
	制御工学	2		2		
	熱力学	2		2 *		
	流体力学	2		2 *		
	産業電子機械	2		2 *		
	機械力学	2			2 *	
	電磁気学Ⅰ	2	2			
	電子回路	2	2			
	電気回路Ⅰ	2	2			
	デジタル回路	2		2 *		
	デジタル信号処理	2		2 *		
	電磁気学Ⅱ	2		2 *		
	センサ工学	2		2 *		
	電気機器	2			2 *	
	電気回路Ⅱ	2			2 *	
	プログラミング応用	2	2			
	数値計算法	2		2 *		
	組込みシステム	2			2 *	
	応用物理	2			2 *	
	応用数学	2		2		
	工業英語	2			2 *	
	電子機械演習	2			2	
	キャリアデザイン	1		1		
	実験実習	4	2	2		
	卒業研究	8			8	
履修単位数計		68	20	26	22	
専門科目 (選択科目)	工業材料	2		2		
	情報処理演習	2		2		
	システム制御工学	1			1	
	電子機械特論Ⅰ	1			1	
	電子機械特論Ⅱ	1			1	
	電子機械特論Ⅲ	1			1	
	無線システム	1			1	
	CAD/CAM	1			1	
	ロボット工学	1			1	
	通信システム	1			1	
	デジタル・アナログ集積回路	1			1	
	セキュリティマネジメント	1			1	
	デジタル画像処理	1			1	
	インターンシップ	2		1	1	
	開設単位数計	17		5	12	
	履修単位数計	8		2	6	
専門科目履修単位数計		76	20	28	28	
一般科目履修単位数計		28	14	8	6	
合 計		104	34	36	34	

※学年別配当単位数の*は学修単位を表す。

情報工学科 外国人留学生教育課程

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当			備 考
			3年	4年	5年	
一般科目 (必修科目)	日本語	2	1	1		
	日本事情	2	1	1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
	数学5	4	4			
	数学6	2	2			
	総合英語	2	2			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生、英語を日常的に話すことができる留学生の場合は、専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	ライティング	2	2			
	英語	2		2		
	保健体育	6	2	2	2	※5年次は情報処理教育に振り替えて実施することがある。
	履修単位数計	26	14	6	6	
一般科目 (選択科目)	第二外国語	2		2		※専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	技能英語	2		2		
	日本語文化論	2		2		
	開設単位数計	6		6		
	履修単位数計	2		2		
	一般科目履修単位数計	28	14	8	6	
専門科目 (必修科目)	情報数学	2	2			
	情報理論	2		2 *		
	データ構造とアルゴリズム	2		2 *		
	数理計画法	2		2		
	オペレーションズリサーチ	2			2 *	
	プログラミングⅢ	2	2			
	プログラミング（留学生補習）	1	1			
	システムプログラム	2			2 *	
	計算機アーキテクチャⅠ	2	2			
	計算機アーキテクチャⅡ	2		2 *		
	オペレーティングシステム	2		2 *		
	データベース	2		2		
	コンピュータネットワーク	2		2		
	情報セキュリティ	2		2 *		
	通信工学	2			2 *	
	ソフトウェア工学	2			2 *	
	信号処理	2			2 *	
	画像工学	2	2			
	コンピュータグラフィックス	2		2 *		
	電気基礎・電気回路（留学生補習）	1	1			
	アナログ電子回路	2	2			
	デジタル電子回路	2		2 *		
	制御工学	2		2		
	統計学	2	2			
	応用数学	2		2		
	応用物理学Ⅰ	2	2			
	技術英語	2			2 *	
	情報工学演習	1			1	
	情報教育活動実習	1	1			
	創造演習Ⅱ	1		1		
	創造演習Ⅲ	1			1	
	実験実習	4	2	2		
	卒業研究	8			8	
	履修単位数計	68	19	27	22	
専門科目 (選択科目)	応用物理学Ⅱ	2		2		
	生産管理	2		2		
	数値計算	1			1	
	コンピュータ解析法	1			1	
	パターン認識	1			1	
	工業力学	1			1	
	信頼性工学	1			1	
	セキュリティマネジメント	1			1	
	通信システム	1			1	
	CAD/CAM	1			1	
	デジタル・アナログ集積回路	1			1	
	無線システム	1			1	
	システム制御工学	1			1	
	ロボット工学	1			1	
	情報工学特論Ⅰ	1			1	
	情報工学特論Ⅱ	1			1	
	情報工学特論Ⅲ	1			1	
	インターンシップ	2		1	1	
	開設単位数計	21		5	16	
	履修単位数計	6		2	4	
	専門科目履修単位数計	74	19	29	26	
	一般科目履修単位数計	28	14	8	6	
	合 計	102	33	37	32	

※学年別配当単位数の*は学修単位を表す。

附則別表第 1

一般科目 (商船学科)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

科目分類	授 業 科 目		単位数	学年別配当					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	人文・社会	国語Ⅰ	2	2					* は学修単位	
		国語Ⅱ	2	2						
		国語Ⅲ	4		2	2				
		世界史	2	2						
		日本史	2		2					
		地理	1	1						
		倫理社会	2		2					
		政治経済	2			2				
		法学	1				1			
		哲学	1							1
		経営	2							2 *
		国際文化論	2							2 *
	自然	数学Ⅰ	4	4						
		数学Ⅱ	2	2						
		数学Ⅲ	4		4					
		数学Ⅳ	2		2					
		数学Ⅴ	4			4				
		数学Ⅵ	2			2				
		物理	4	2	2					
		化学	4	2	2					
		総合科学	1	1						
	外国語	総合英語	9	3	3	3				
		英語コミュニケーション	4	2	2					
		ライティング	2			2				
		英語	1				1			
		海事英語	2							2
	保健体育		9	2	2	2	1	2		音楽又は美術を選択
芸術		1	1							
履修単位数計		78	26	23	17	3	9			
自由選択科目	第二外国語		2					2		
	技能英語		2					2		
	日本言語文化論		2					2		
	開設単位数計		6					6		
	履修単位数計		0					0		
履修単位数合計			78	26	23	17	3	9		

一 般 科 目 （電子機械工学科・情報工学科 共通）

（令和6年度 第2学年以上に適用）

科目 分類	授 業 科 目		単位数	学年別配当					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修 科目	人文・社会	国語Ⅰ	2	2					* は学修単位	
		国語Ⅱ	2	2						
		国語Ⅲ	4		2	2				
		世界史	2	2						
		日本史	2		2					
		地理	1	1						
		倫理社会	2		2					
		政治経済	2			2				
		法学	1				1			
		哲学	1				1			
		経営	2					2 *		
		国際文化論	2					2 *		
	自然	数学 1	4	4						
		数学 2	2	2						
		数学 3	4		4					
		数学 4	2		2					
		数学 5	4			4				
		数学 6	2			2				
		物理	4	2	2					
		化学	4	2	2					
		総合科学	1	1						
	外国語	総合英語	8	3	3	2				
		英語コミュニケーション	4	2	2					
		ライティング	2			2				
		英語	2				2			
	保健体育		10	2	2	2	2	2		音楽又は美術を選択
	芸術		1	1						
	履修単位数計		77	26	23	16	6	6		
選択 科目	第二外国語		2				2			
	技能英語		2				2			
	日本語文化論		2				2			
	開設単位数計		6				6			
	履修単位数計		2				2			
履修単位数合計			79	26	23	16	8	6		

専 門 科 目 (商 船 学 科)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

授 業 科 目			単位数	学 年 別 配 当					備 考	
				1年	2年	3年	4年	5年		
必 修 科 目	共 通	情報リテラシ	3	2	1					
		船舶工学	2		1	1				
		電気電子工学Ⅰ	2		2					
		熱流体力学Ⅰ	2		2					
		工学基礎	2		2					
		制御工学	2			1	1			
		商船学概論	2	2						
		船舶管理	2					2		
		応用数学	2					2		
	卒業研究	6					6			
	航 海 コ ー ス	地文航法	2			2				
		天文航法	2				2			
		航海計器	2			2				
		電波航法	2				2			
		航海学演習	2				1	1		
		航路論	2				1	1		
		操船論	2			1	1			
		海洋気象学	2			2				
		船舶整備論	2				1	1		
		船舶載貨論	2			1	1			
		海上交通法	2			2				
		海事法規	2				1	1		
		航海英語	3			2		1		
		オーラルコミュニケーション	1					1		
		校内練習船実習	5	1	1	1	1	1		
		海事実務	5	1	1	1	1	1		
		実験実習	8	2	2	2	2			
		航海コース履修単位数計		71	8	12	18	15		18
		機 関 コ ー ス	内燃機関学	4			2	2		
			蒸気工学	3			1	1		1
	舶用補機		3				2	1		
	電気電子工学Ⅱ		2			2				
	電気機器学		2				2			
	熱流体力学Ⅱ		2					2		
	工業力学		2			2				
	材料力学		2				2			
	金属材料学		2			2				
	燃料潤滑油		1					1		
	計測工学		1					1		
	設計製図		2			1	1			
	海事法規		1					1		
	機関英語		2			2				
	オーラルコミュニケーション		1					1		
	校内練習船実習		5	1	1	1	1	1		
	海事実務		5	1	1	1	1	1		
	実験実習		8	2	2	2	2			
	機関コース履修単位数計		73	8	12	18	15	20		
選 択 科 目	共 通	海上安全学	2					2 *	* は学修単位	
		海運経済	2					2 *		
		エネルギープラント管理	2					2 *		
		環境計測工学	2					2 *		
		インターンシップ	1				1			
	開設単位数計		9				1	8		
	履修単位数計		4				0	4		
航海コース履修単位数合計		75	8	12	18	15	22			
機関コース履修単位数合計		77	8	12	18	15	24			
大型練習船実習			上記単位数以外で12月実施する。							

(注)大型練習船実習12月のうち、卒業年次の6月については、やむを得ない事由がある場合は別に定める措置とすることができる。

	単位数	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門科目履修単位数	N 75 E 77	8	12	18	15	N 22 E 24	
一般科目履修単位数	78	26	23	17	3	9	
合 計	N 153 E 155	34	35	35	18	N 31 E 33	

専 門 科 目 （電子機械工学科）

（令和6年度 第2学年以上に適用）

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必 修 科 目	デザイン基礎	2	2					* は学修単位
	創造工学	1		1				
	機械工作	2		2				
	機械設計	2			2			
	金属材料学	2			2			
	工業力学	2			2			
	計測工学	2			2			
	材料力学	2				2 *		
	材料力学演習	1				1		
	制御工学	2				2		
	熱力学	2				2 *		
	流体力学	2				2 *		
	産業電子機械	2				2 *		
	機械力学	2					2 *	
	電気基礎	2		2				
	電磁気学Ⅰ	2			2			
	電子回路	2			2			
	電気回路Ⅰ	2			2			
	ディジタル回路	2				2 *		
	ディジタル信号処理	2				2 *		
	電磁気学Ⅱ	2				2 *		
	センサ工学	2				2 *		
	電気機器	2					2 *	
	電気回路Ⅱ	2					2 *	
	情報リテラシ	2	2					
	プログラミング基礎	2		2				
	プログラミング応用	2			2			
	数値計算法	2				2 *		
	組込みシステム	2					2 *	
	応用物理	2					2 *	
	応用数学	2				2		
	工業英語	2					2 *	
	電子機械演習	2					2	
	キャリアデザイン	1				1		
	実験実習	8	2	2	2	2		
	卒業研究	8					8	
	履修単位数計	81	6	9	18	26	22	
選 択 科 目	工業材料	2				2		5 年間の修得単位数の合計が 167単位以上となるように選択科目を選択，履修すること。
	情報処理演習	2				2		
	システム制御工学	1					1	
	電子機械特論Ⅰ	1					1	
	電子機械特論Ⅱ	1					1	
	電子機械特論Ⅲ	1					1	
	無線システム	1					1	
	CAD/CAM	1					1	
	ロボット工学	1					1	
	通信システム	1					1	
	デジタル・アナログ集積回路	1					1	
	セキュリティマネジメント	1					1	
	ディジタル画像処理	1					1	
	インターンシップ	2				1	1	
	開設単位数計	17				5	12	
	履修単位数計	8				2	6	
履修単位数合計		89	6	9	18	28	28	

	単位数	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門科目履修単位数	89	6	9	18	28	28	
一般科目履修単位数	79	26	23	16	8	6	
合 計	168	32	32	34	36	34	

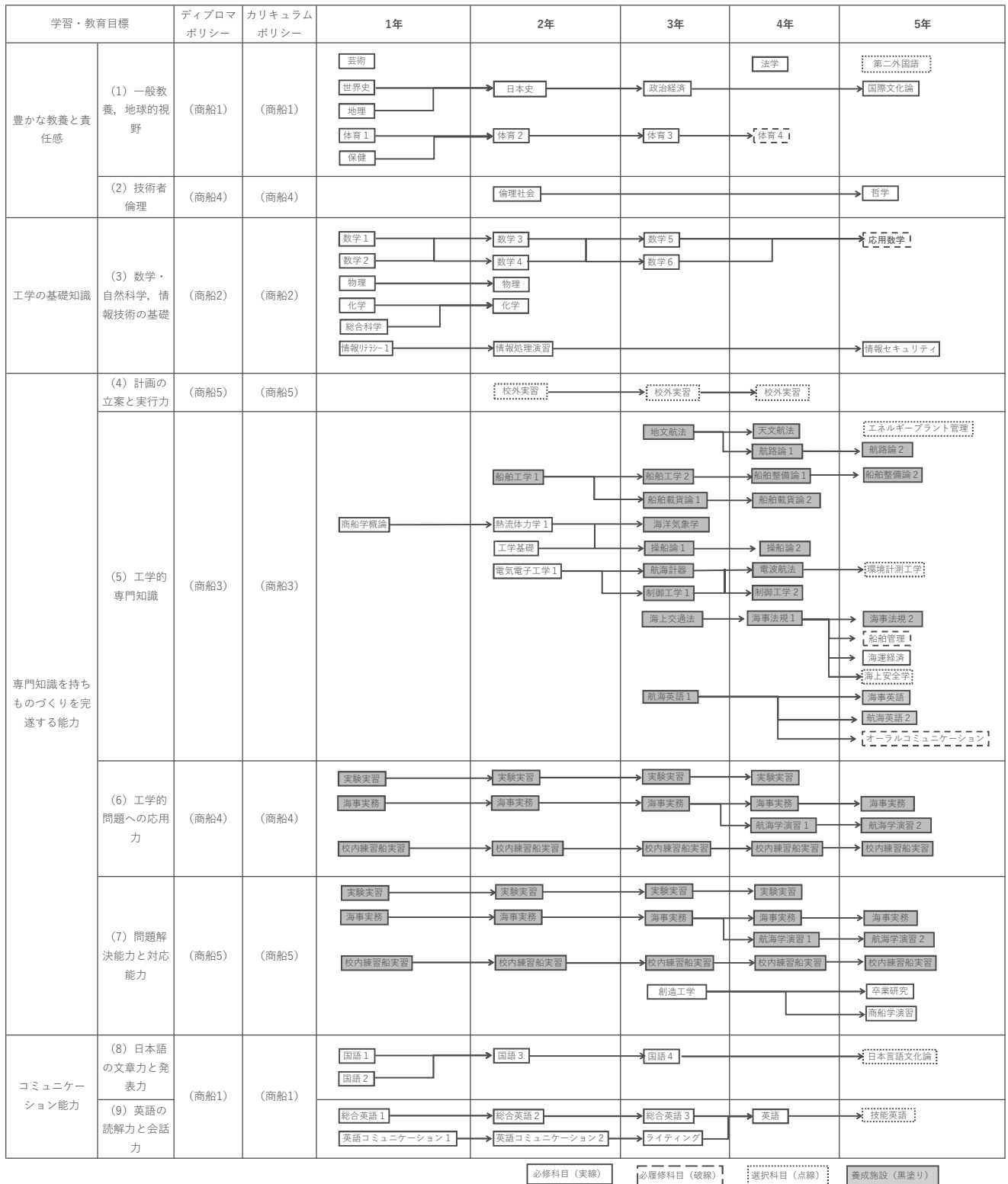
専 門 科 目 （情報工学科）

（令和6年度 第2学年以上に適用）

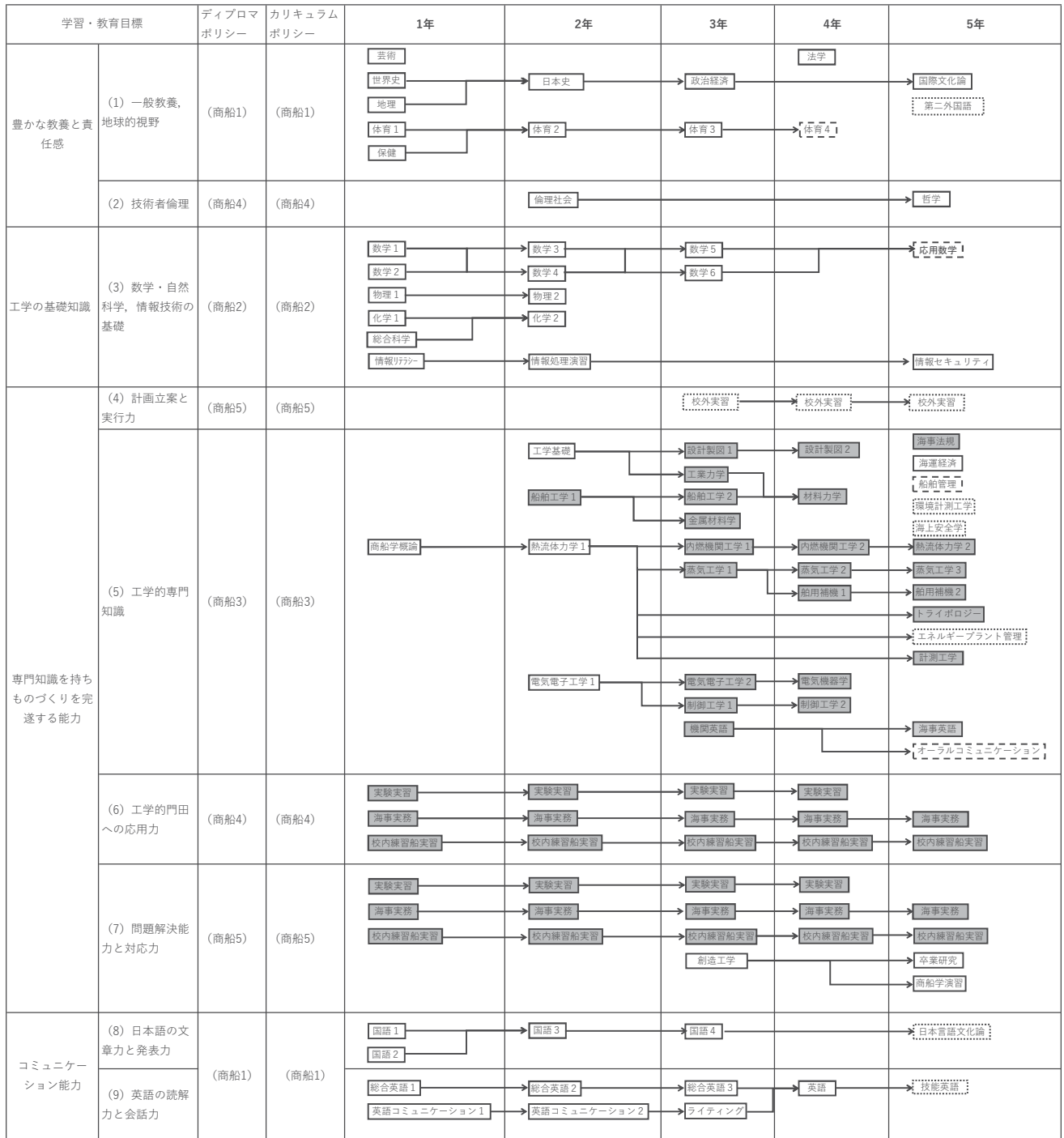
授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	コンピュータリテラシ	2	2					* は学修単位
	情報工学概論	2		2				
	情報数学	2			2			
	情報理論	2				2 *		
	データ構造とアルゴリズム	2				2 *		
	数理計画法	2				2		
	オペレーションズリサーチ	2					2 *	
	プログラミングⅠ	2	2					
	プログラミングⅡ	2		2				
	プログラミングⅢ	2			2			
	システムプログラム	2					2 *	
	計算機アーキテクチャⅠ	2			2			
	計算機アーキテクチャⅡ	2				2 *		
	オペレーティングシステム	2				2 *		
	データベース	2				2		
	コンピュータネットワーク	2				2		
	情報セキュリティ	2				2 *		
	通信工学	2					2 *	
	ソフトウェア工学	2					2 *	
	信号処理	2					2 *	
	画像工学	2			2			
	コンピュータグラフィックス	2				2 *		
	電気基礎・電気回路	2		2				
	アナログ電子回路	2			2			
	デジタル電子回路	2				2 *		
	制御工学	2				2		
	統計学	2			2			
	応用数学	2				2		
	応用物理学Ⅰ	2			2			
	技術英語	2					2 *	
	情報工学演習	2		1			1	
	情報教育活動実習	1			1			
	創造演習Ⅰ	1		1				
	創造演習Ⅱ	1				1		
	創造演習Ⅲ	1					1	
	実験実習	8	2	2	2	2		
	卒業研究	8					8	
	履修単位数計	82	6	10	17	27	22	
選択科目	応用物理学Ⅱ	2				2		5年間の修得単位数の合計が 167単位以上となるように選択科目を選択, 履修すること。
	生産管理	2				2		
	数値計算	1					1	
	コンピュータ解析法	1					1	
	パターン認識	1					1	
	工業力学	1					1	
	信頼性工学	1					1	
	セキュリティマネジメント	1					1	
	通信システム	1					1	
	CAD/CAM	1					1	
	デジタル・アナログ集積回路	1					1	
	無線システム	1					1	
	システム制御工学	1					1	
	ロボット工学	1					1	
	情報工学特論Ⅰ	1					1	
	情報工学特論Ⅱ	1					1	
	情報工学特論Ⅲ	1					1	
	インターンシップ	2				1	1	
	開設単位数計	21				5	16	
	履修単位数計	6				2	4	
履修単位数合計		88	6	10	17	29	26	

	単位数	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門科目履修単位数	88	6	10	17	29	26	
一般科目履修単位数	79	26	23	16	8	6	
合 計	167	32	33	33	37	32	

商船学科(航海コース)の科目系統図



商船学科(機関コース)の科目系統図



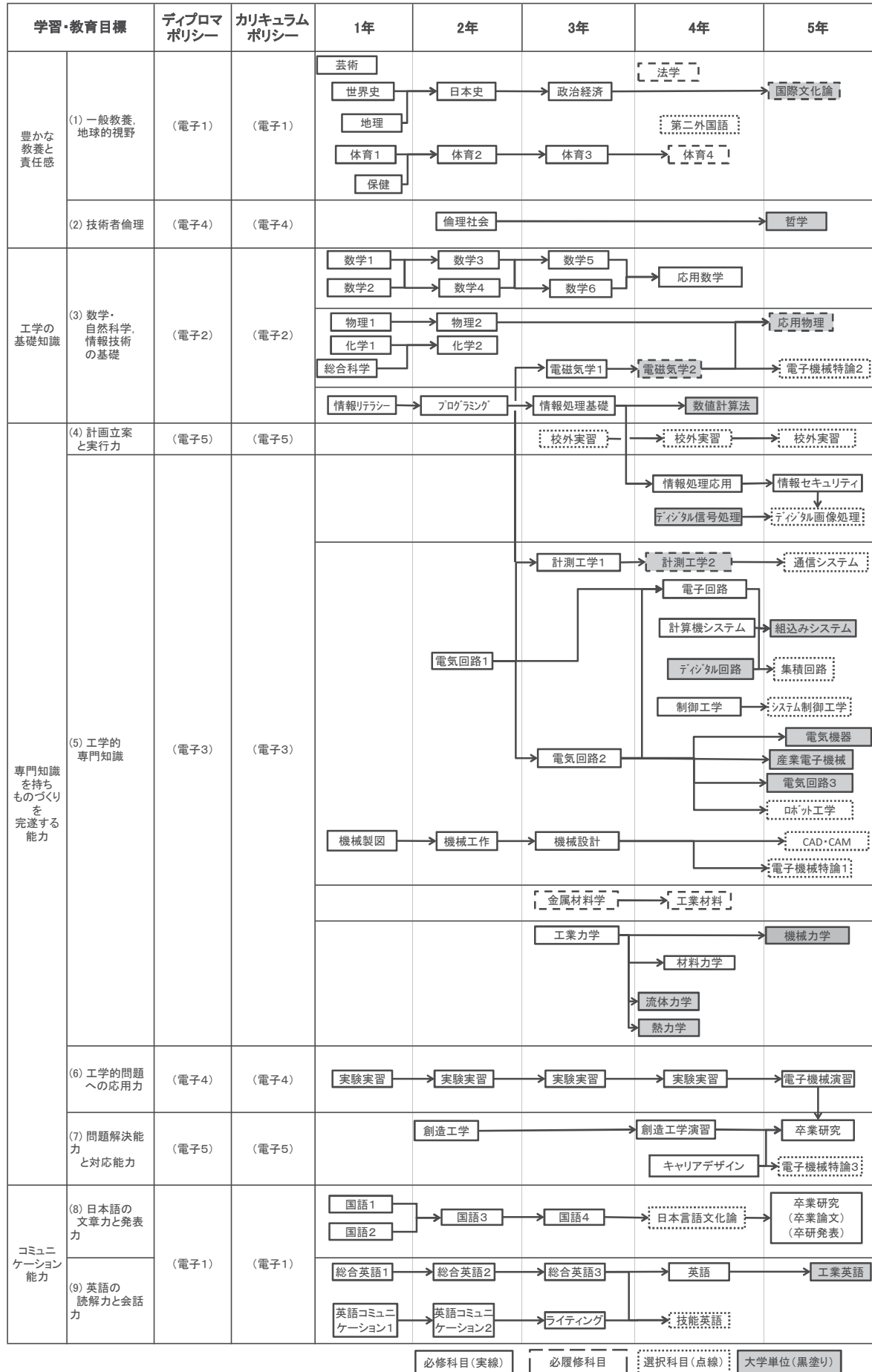
必修科目(実線)

必修科目(破線)

選択科目(点線)

養成施設(黒塗り)

電子機械工学科の科目系統図



情報工学科の科目系統図

